

第七回 参議院厚生委員会會議録第二十四号

昭和二十五年四月四日(火曜日)

午前十一時二十一分開会

委員の異動

四月三日委員紅露みつ君辞任につき、その補欠として小林勝馬君を議長において指名した。

本日の会議に付した事件

○青少年飲酒防止法案(堀井伊介君外二十一名発議)

○医療法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(塚本重蔵君) 只今より委員会を開会いたします。

本日の日程第一、青少年飲酒防止法案を議題にして、その審議を進めます。質疑を続行いたします。

○藤森眞治君 これは十分研究もされ、審議も盡されておりますので、この際質疑、討論を省略して、直ちに採決にお入りになることの動議を提出いたします。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○委員長(塚本重蔵君) 藤森委員の御発議に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(塚本重蔵君) 御異議ないものと認めます。それでは青少年飲酒防止法案の採決をいたします。青少年飲酒防止法案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○委員長(塚本重蔵君) 多数でございます。よつて本案は多数を以て可決せ

られました。

尙本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第一百四條によつて、あらかじめ多数意見者の承認を得なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本案の内容、本委員会の質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することにして、承認を求めることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(塚本重蔵君) 御異議ないものと認めます。

尙本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき、多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とせられた方は順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

中平常太郎 堀井 伊介
山下 義信 小林 勝馬
井上なつゐ

○委員長(塚本重蔵君) 御署名洩れはございませんか。御署名洩れはないものと認めます。

○委員長(塚本重蔵君) 日程の順序を変更いたしました。医療法の一部を改正する法律案を議題として、その審議を進めます。先ず政府より提案の理由、説明を求めます。

○国務大臣(林義雄君) 只今議題となりました医療法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

すでに社会保障制度実施の具体的構想も漸く明確になろうとしておるのでありますが、すべての国民に必要最低限の医療を確保するという国民医療の保証の問題は、本制度実施に当つて極めて重要な内容をなすことは申すまでもないところであります。この問題の解決のためには、先ず第一に医療機関特に病院の急速な普及整備を図る必要があるものであります。医療機関の整備につきましても、いわゆる公的医療機関の整備と併せて私的医療機関の協力態勢を整えることの緊要なことは申すまでもないところであります。

譲つて考えますときに、一昨年の第二回国会において制定されました医療法は、医療内容の向上を図るため、病院の規格として最低限二〇床以上の病床を要求し、而もその構造設備については近代医療を行うにふさわしい諸種の条件を具備することを要請しておるのであります。他面現下の経済情勢下におきましては、一般私人の手による病院の建設乃至その補修維持等が極めて困難な実情にあるのであります。

従つて私人による病院の建設維持等を促進するためには、何等かの形においてこれがための資金の集積を図る措置を講ずることが是非必要と考えられるのであります。特に医療法第十三條によりまして、診療所には同一患者を四十八時間を超えて収容できないこととなつた結果、一般の開業医師の中には致人乃至それ以上の員数による共同出資により病院を建設し或はこれを

維持しようとする場合が少くない現実を見ますときに、このことが痛感されるのであります。而も現況においては、医療法は医療事業の特殊性乃至非営利性に鑑み、商法上の会社等が病院、診療所の経営主体となることを期待しておらず、且つ又都道府県知事においてかような経営主体に対しては病院、診療所等の開設許可を與えない方針をとつてゐる現状であり、又他方すべての病院が民法による公益法人たる資格を取得するということができないため、病院等を建設して医療事業を行おうとする場合においても、その経営主体が法人格を取得することが困難であつて、従つて資金の集積及びこれに伴う病院等の維持建設のために著しい困難を感じてゐる状況であります。

この点に鑑み、医療事業の非営利性を考慮し、本事業の経営主体に対して容易に法人格取得の途を與えるため、この際医療法の一部を改正して医療法人の章を追加しようとするものであります。何とぞ御審議の上御可決あらんことをお願いいたします。

尙詳細のことにつきましては、政府委員から御説明申し上げます。

○委員長(塚本重蔵君) 政府委員より、更に詳細説明を承ることにいたします。

○政府委員(久下勝次君) 私から、只今大臣の提案理由説明に附加いたしました、少しく御説明を申し上げます。

只今提案理由の説明にございましたように、この法律案を提出したに當り考えました根本的な目的が二つあるのでございます。一つは、病院建設を促進いたしたために資金の集積を容易ならしめるということが第一でございます。第二は、病院の永続性を保たせるといふことが第二の目的でございます。

第一の目的につきましては、大臣の提案理由の説明の中にもございました通りでございます。ただ、その中にもございましたように、資金の集積を図ります手段といたしましては、御承知のごとく商法の会社組織によるということも可能なものであります。が、只今提案理由の説明で申上げましたように、医療法の第七條の第二項に、営利を目的とするものに対しては、病院又は診療所の開設の許可を與えないことがあり、というふうな方針が取られております。これは医療の実態から申しまして、今後とも取つて参るべき方針であると考えられておるのであります。そういう意味合におきましてこの法人組織を考えましたのでございます。第二の永続性を保たせるといふことでございしますが、これは今日の社会の実情から申しますと、個人が開設をしております病院につきましては、その開設運営をしております院長が年輩になりまして、その後継者に病院を譲らうといたしました場合には、御承知の通り多額の相続税を賦課せられまして、

そのために病院の経営の継続ができな
い、病院をやめてしまわなければならない
というようなことが全国的にあち
こちに見つかる実情でございます。
こういう場合にも医療法人に組織替え
をして置きますことによりまして、
さうな問題が解決するのではないか
という点も狙いました次第でありま
す。尚附随的な、結果的な問題でござ
います。法人になりますことによ
りまして、新しい税法の關係から
申しまして、所得税等の賦課につ
きましては、医療経営上最近問題とな
っております税金の負担が多くなる場合、
大抵軽減をされる結果を生ずるとい
うことも、結果的に生じて参る点であ
ると考へるのであります。これがこの
法律案を提案をいたしました基本的な
考へ方でありまして、この考へ方に副
いますために、法案として現われて
おりますことを極く大まかに申上げて
みたいと思ひます。

まず第一には、この法人は以上のよ
うな目的を達しますために、できるだ
け簡単に法人格の取得ができるように
考へております。即ち法案の第四十一
條にございまして、医療法人は、
その開設する病院若しくは診療所に必
要な施設又はこれに要する資金を有し
なければならない。という規定がござ
います。これは裏から申しますと、
病院、診療所を開設運営をして行
きますために必要な土地建物、医療機
械器具等がありますればそれでよろ
しいという趣旨であります。或いは又
それらのものを取得するに必要な資金
があればそれでよろしい、こういうよ
うなことに相成つておるのでありま

す。認可をいたします条件といたしま
しても、法案の第四十五條に規定があ
りますように、極めて簡単な事項を
審査して認可をするようにいたして
おります。この法案を全体通じまして一
応特殊な法人格を取得するものであり
ます。がために、法人格取得につきま
しては都道府県知事の認可を条件とし
ております。認可を受けなければなら
ないことにいたしてあります。けれど
も、その実体につきましては、今一、
二の例を申上げましたように、でき
るだけ簡単にこの法人格取得ができるよ
うにという趣旨でございまして、同時
に、又認可を受けました後の病院、診
療所の運営につきましては、私共は実
際問題として公益法人、民法による公
益法人の病院経営の場合と違ひまし
て、この経営の実体つきましては、何
等特別な注文をつけないという考へで
おるのであります。これを具体的に
申上げますと、公益法人を認可をい
たします場合に、私共が従来とつて参
つております取扱の方針は、病院を
経営する公益法人につきましては、こ
れが相当慈善的なものでなければなら
ない、公益的な性格を持たなければなら
ない、自然その医療経営の実体におき
ましても、普通の個人経営の場合、私
的な減免患者の取扱をするというよう
なことを要件といたしておるのであり
ます。この法人につきましてはさうし
た特別の要求はいたさないことに考へ
ておるのでございまして、言葉を換えて
申しますれば、いわゆる私企業として
やつております開業医と同じような経
営形態でやつておつて差支ないという

ことがこの医療法人の経営する病院
につきまして考へておることございま
す。ただ一つ先程申上げておりました
ように、この法人は営利法人でない
という点を明白にいたしますため
に、経営上の要件として規定してあり
ます。これは、第五十四條に「医療法
人は、剰余金の配当をしてはならな
い。」という規定を設けまして、これ
が法人の運営上の基本的な性格を規定
するものと考へておる次第でございま
す。法人に剰余金が生じた場合、
これを社員に配当をいたしますという
ことになりまして、その額の如何を問
わず営利的な色彩を帯びることになり
まして、先程申上げました医療法第七
條の第二項の規定にありまして基本的
な方針にも背馳することになると思ひ
まして、この法人につきましては飽く
までも医療経営が本體である以上、剰
余金の配当を禁止することによりまし
て、営利性を持つていないということ
を明白にしたつもりでございまして、
そのほかいろいろ規定してございま
す。けれども、大体におきましてこの
法案の規定の形式は、私立学校法に
ございまして、学校法人の規定に倣つた点
が非常に多いのでございまして、医療法
人という趣旨の内容の特殊性から、勿
論規定の内容は変わつてはおります。け
れども、形式の上におきまして大体学
校法人の形をとつておるのでございま
して、民法なり商法なりの規定の準用
等につきましても、学校法人に對する
規定と大体同じような取扱をいたして
おります。二三特殊性のありますこと
を申上げますと、第一には学校法人の
場合には当該学校長が理事者の中に必
ず加われない規定がございまして、
これと似かよつたことではあります

が、本法人につきましては、第四十七
條にございまして「理事者数人を
有する場合に、その開設する病院又
は診療所の管理者を理事に加へなけれ
ばならない。」という規定を設けて
おります。病院、診療所の管理者とい
うのは、医療法によりまして医療を行
います場合には医師でなければならな
いことになつております。歯科医療を
やる場合には歯科医師といふことにな
つております。醫師又は歯科醫師が、
必ず理事の中の一人に加わるように、
こういう規定を設けまして、医療経営
を目的とする法人の運営上支障のない
ようにしたいということを入れたつも
りでございまして、
尚最初に申上げることゝを落しまし
たが、この医療法人と申しますのは、
は、医療財団法人と医療社団法人とこ
の二つのものができるようにいたして
おるのでございまして、この社団法人
及び財団法人の区別は民法による社団
法人、財団法人の区別と全然同じで
ございまして、
尚この法案につきましては、一部か
ら税の減免に関する規定が入つておら
ないことは今日の医療の実体の上から
適當でない。是非これを入れて欲しい
という熱心な御要望がございまして、
したが、この点にこの規定は全然触れ
てないわけではございまして、その点を若
干御説明申上げて置きたいと思ひま
す。先程申上げましたように、この法
人はその経営の実体におきましては個
人経営の、いわゆる開業医の場合と全
然区別しない考へ方を持つておるので
ございまして、その意味から申します
るならば、個人経営の病院、診療所の
場合と区別して、特別に税の減免をす

るといふことが如何であらうか、基本
的に如何であらうかと、こういうこと
を考へましたのが、税の規定を設けま
せんでした基本的な理由でございま
す。併しながら医療に関する課税の問
題は、今日の医療制度の上から非常に
大きな問題になつておることとは私共十
分承知をいたしておるのであります。
で、できますならばこの問題は医療に
関する課税全般の問題として適當な機
會に、適當な方法で解決するような方
途を講じてみたいと、こういうふう
に考へておるのでございまして。ただ最近
私共が新しい税法の要綱を見て参り
ますと、この中には法人、この法人が
できますことによつて、法人なるが
故に利便を與えられる規定もあるよう
でございまして、具体的に申しますと民
法による法人、その他の法人につきま
しては、政令の定むるところによりま
して、建物の改善等に費しました費用
は、これを損金と見做して課税の對象
としないとするのがございまして、こ
うな要綱が設けられておるのを見てお
るのであります。かような場合には個
人経営の場合と違つて、法人なること
によつて特別の利便を受けられる可
能性も考へられるのであります。これら
の点につきましては、財務當局とも今
後私共の立場としてもお話し合いをし
て、税法の運用の問題として、できる
だけの利便が與えられるように考へて
行きたいと思つておる次第でございま
す。

尚税法の内容から申しましても、い
うまでもなく個人経営の場合と法人経
営になる場合とを比較しますと、所得
税の計算等と比べますと、相当額の減
税、免税になり得ることを私共承知い

たしておるのであります。その意味から税法の問題を特別に積極的にこの規定では触れませんが、只今一二の例で申上げましたようなことで相当程度の利便が與えられることになるのではないかと申上げておる次第でございます。

私共は以上極く概略を申上げたのでございますが、こういう法人ができることによりまして、今日の社会形態の情勢から申しますと、相当な利便が與えられ、従つて法人の設立が促進をされ、その結果病院、診療所の整備普及が促進をせられるものと期待をいたしております。次第でございます。

甚だ抽象的なことだけ申上げて恐縮でございますが、極く概略の、この法案の体系になつておりますようなことだけを申上げた次第でございます。

○委員長(塚本重蔵君) これより質疑に入りたいと思ひます。

○中平常太郎君 質疑をしたいと思ひます。ことが大分ありますけれども、一度にはできないと思ひますので、後程……、気の付いたことだけ差向き質疑をいたしたいと思ひます。

第三十九條の医療法人であります。この法案によりまして、常時三人以上勤務する診療所を対象とする「社団又は財団」とあるのですが、近時医者を得ることがむずかしくて、初め三人揃つたところで欠員になることもありまして、又いろいろな關係でこの常時の人員が減ることがあるのに、三人であればその後の欠員は差支えないのであります。どうか。それから病床実数がこれに出ておりませんが、これはやはり自由病床を最低としておられるのか、最高としておられる

のか。その点をお伺ひしたい。

それから特典であります。やはり所得税の問題をお話しになりましたが、所得税がやはりかかるのかどうか。建築税といふものはどうか。それから資材の斡旋をすることになつておるかどうか。

それからもう一つは、この医療法人を設立して、その法人を設立した人はどういふ利益があるのか。その人にどういふ特典があるのか。その人にどういふ間社会事業は可成り困難な立場に立つておるのであつて、随分資材、資金の面に苦しんでおる場合に、医者が好んで……、自分の個人の營業等の場合も相当困難しておる中に、全く奉仕的な診療所を格えなければならぬという意欲を持ち得るについては、どういふうな内面にその医者に特典が與えられるのであります。要するにこの法案ができましたら、どしどし医療法人の願ひが出て、医療の普及に役立つというお話しのようにあります。そうすると、それが利益を目的としないものにその多数の資金を投じてやるといふことについては、その意欲を生ずるような発起者にどういふ特典が與えられるのであります。その点をお伺ひして置きたいと思ひます。まあその問題をお尋ねします。

○政府委員(久下勝次君) 先ず第一に常時三人以上の医師若しくは歯科医師が勤務するといふ、勿論これは設立の場合に、医師か又は歯科医師が三人おられなければならぬといふことで、お話しに通ひ、その後におきまして欠員等の生じますことは当然であると思ひます。

が、これは問題は常時という言葉の解釈で運用して参りたいと思ひます。例えば三人という医師が、一人欠けて二人になつた。併しこれは近く補充されるということになれば、当然條件は満たしておると思ひます。併しながら二人にしてしまつて、将来とも二人になつてしまふのだといふことになつて参ります。若干問題があると思ひます。この辺のところは二人になつたから、必ずしも法人解散ということになるかどうかといふことは、これは別問題として考慮したいと思ひます。その程度で御了承願ひたいと思ひます。

それから病院の病床につきまして医療法の一般規定に従ひまして、二十床が最小限、二十床以上ということでございます。

それから所得税の問題でございます。これは所得税という言葉でなしに法人になります関係上、法人税がかかるのであります。實質は所得税に等しいものでありますけれども、新しい税法要項を見ますと、法人の所得税即ち法人税は率が一一定してあります。いわゆる収益によりまして率が増減するといふことがないようでありまして、それが、全般的にも先程申し上げましたように、相当額の収益のあります場合に、大体法人税になつた方が個人經營の場合よりも軽減せられると思ひます。

それから建築税といふお話でありましたが、これはどういふ御趣旨でありましたか、いわゆる取得税関係のお話かと思ひますが、この取得税の場合には四月からなくなるようであります。勿論登記税は必要でございますが、そ

ういふふうには御了承願ひたいと思ひます。従つて一般の税に倣うものでございまして、ひとり不動産取得税に限らず、すべての税はこの医療法人なるが故に、特別な減免の規定はないと、ただ特別の場合には先程一つの例を申上げましたようなことがあると思ひます。この点は今後一層努力をしたいと思つておる次第でございます。

それから最後に設立者の特典ということでございます。この点若干の心配はないと思ひます。余金の配当を禁止いたしますために、法人のために出資をいたしたとしても、銀行預金の利子程も貰えないといふことの結果になりますので、その意味からいふと、出資するものが少いであらうといふことも考えられるのであります。併し實際問題といたしましては、病院建設といふことであります。相当公益的な色彩を持つておりますので、それ自身においてすでにそれ程心配をいたしておらないつもりであります。尙出資者につきましては法人の役員等になつて頂いて、実費弁償等の方法をして、若干の謝金を出すといふようなことも實際問題としては可能であると考えております。併しながらそれ以上の特典の特典はちよつとこの法人の性質上、非常に容認することができませんので、欠点といへば欠点だと思ひますが、私共としては大体この種の法人の設置の主体となりますのは、医師又は歯科医師であらうと思ひます。

○中平常太郎君 どうもそういうようなものを開設する意欲というものが只今のお話ではどうも起きないやうに思ふのですが、この資材難、資金難の場合に、何らの特典のない場合に、そういう奉仕的なものができるかどうかといふことの疑問がまだ晴れておりません。お尋ねいたしますが、借入金をして施設をした場合に、借入金の利子といふものは当然これはその業務収益の中から拂つていふものと考えておりますが、借入金でなしに医者が出資しておる場合、自分の金を出資しておる場合には取れるか取れないか、これを利益として取つたら利益といふ形式になるのかどうか。その当然必要な出資に対する利子さえも取れないといふやうな全く一方犠牲的なことばつかりといふことになつてしまつては、こういう事業が発達しないと思はれるのであります。適当な利子が取れるかどうか。もう一つはこの施設に剰余金ができる場合に、配当してはならないといふ

います。医師又は歯科医師が關係者に話をして金を出して貰うと、借りるやうな形式で出資して貰うといふやうなことでもやつて参る場合が實際問題として多いだらうと思ひますので、医師との個人的な信用關係といふものが、實際問題としては恐らく今の問題を解決する点になつておると思ひます。そういう点からいふために非常に隘路になるとも考えておらないのでございします。尙現在すでに個人が病院又は診療所を開設しておるものが、この制度ができますために、法人格を取得して行くものだけ實際問題としては非常に多くなるのではないかとと思ひます。

ことになっておりますが、積立金としてどん／＼積立することはよいのか。又積立金の金の中から施設を拡充強化するためにこれを利用するとか、或いは外の公益的なものにその積立金を利用するかどうかのような、そういうことはできるかどうかその点をお伺いいたします。

○政府委員(久下勝次君) まず第一はこの法人に出資いたしました医師が出資に対して利息程度のものが取れるかどうかということでありまして、実際問題といたしましては、医師が出資いたしました場合は、その医師はその法人の経営する病院の医師を当然兼ねておられるかと思ひます。そういう意味合におきまして職員として相当額の報酬を受けるというふうなことで結局は解決がつくのではないかと思つております。それから剰余金の生じた場合の処置でございますが、当然お話の通り積立ということになつて参ると思ひます。積立てられました金は、私共の考えとしては、できるだけその病院の改善のために使つて、或いは医療機械の購入等のために使つて、その病院ができるだけ立派な医療内容に、医療ができるようにして参りたいと思つておるのです。ただ若干そこに問題があるでございます。明確に御指摘がございませんでした。積立金をして参りました。そして、これを御指摘がございました場合に、これを解散してしまふ、出資者が分配をするということになります。折角こういう剰余金の配当禁止をいたしました。そういう方法で綺麗に潜られる虞れがあるのでございます。そのことは毎年々々剰余金の配当をいたしませんでも、結局実

質的には配当する結果と同じようになりまふので、そういう点を考慮いたしまして、解散の場合の財産処分につきまして第五十六條に規定してございませう。この規定をちよつと御覽を頂きたいのですが「解散した医療法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除くほか、定款又は寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。」と書いてございませうので、第一段階はこうした法人でありまふので、定款又は寄附行為の規定というものを尊重したいと思ひます。その定款、寄附行為の規定は、認可の場合に審査をいたしまして、こういう規定に反するかどうかを審査いたします。それから、今申しましたように積立金をどん／＼積み込んで置いて、あとから皆で山分けしてしまふというふうな規定になつておりましたら、恐らく認可の場合に抑えられると思ひます。従つて認可をいたします場合に、そういうふうな規定がございませう場合には、病院の維持改善に努めるよう仕向けて行くということに指導する考えでございます。それから第二項の「前項の規定により処分されないものは、清算人が総社員の同意を経、且つ、都道府県知事の認可を受けて、これを処分する。」というふうにいたしまして、定款の規定がなかつた場合には、社員の同意を経ましただけでできない。都道府県知事が必要認可して処分をするようにしたいということ、実質的な五十

四條の配当禁止の規定を落すことを、こういう方法で抑えて参りたいと思つております。どうもくどく／＼申上げて恐縮でございますが、結

局私共の考えをいたしましたしては、営利性のない法人である、而も日進月歩の医療を行なつて行きますので、適正な医療をやつて、而も剰余金が出た場合には、その剰余金は医療機関の改善のために使つて貰うというふうな方法で実質上の指導をしたいと考えておる次第であります。

○中平常太郎君 只今の御説明で解散の場合のことがここにあるのでありますが、そうすると医師が多額の資金を使つて、こういう診療所を設けまして医療法人となりました限りは、それは寄附行為の定款によるものでありまして、処分されるでありましようが、もはや個人の懐へはその施設はやめて帰らないという結論になつてしまつて、第三のところでは医療事業を行なうのにこれを帰属させるといふことになつておりますから、最後はもう自分が医療法人になつておるために大努力をしても、その法人になつた限りは、もはや自分のものにはどんな方法を講じても、その財産は自分に帰つて来ないという結論になつて来ると思われるが、その点はどうか。

由でございます。ただこれは初めから余り明確にいたして置きますと、一つのがこれが財産権になります。法人会社の場合にはその病院の土地、建物、医療機械等一括して自分の所有権に帰属するといふふうなことになる。一つのがこれが債権的な財産権になりますので、医療法人の運営上と申しますか、そういうことは予め規定して置くことが御本人のためにいかにどうか、これは若干問題だと思ひます。例えば相続の場合等は、この期待権に對しまして、財産権に對しまして相続税がかかるということもありませんし、その辺は実際の運用の問題として如何ようにも解決できますし、私共としては本人に、これを出資し或いは寄附をいたしました本人に、解散後に帰つて行くといふことは多くの場合は当然であらうと思つております。

○藤森貞治君 先ず第一の医療法人設立に當つての出資、これが医療法人或いは出資者に対して課税の対象になるかならないかという点を先ず伺ひたい。

それから第二には医療法人の経営は、すべて現在の法人経営と同じ形態としての取扱ひを受けるもの、例えば株式会社であるとか、合資会社であるとかいふものと同じ経営内容として取扱ひようなものであるか。

それから先程の積立金の問題ですが、若し医療法人に必要経費を差引いた後に幾らかの利益が残る、こういうふうな場合にこれは配当してはならないといふことはよくないといふことはよく分つておりますが、ところが、これが課税の対象になるべきかどうか

という点、若しこれを施設或いはその他の医療内容向上のために準備金として残される場合には、これがどう取扱われるか、殊に一定の利益があつて、これを蓄積して今後のい／＼な施設内容を改善するとか、或いは診療内容をよくするとかいふことは考慮しなればならない關係上、これを全部なくしてしまふといふことは医療法人の將來の存続に非常な大きな影響がありまして、これが果して課税の対象になるかならないか、こういう点を一つ御意見を承りたい。

○政府委員(久下勝次君) 先ず第一に出資の場合の課税であります。これは出資をした場合には税金はかかりません。それから最近税法改正の方針が変更したようでありまして、財団法人に寄附をいたしました場合、即ちこれは贈與税であります。これも法人に寄附をする場合には贈與税を課さないといふことに方針が改まつたといふことを聞いております。従ひまして出資の場合におきましても、社団に対する出資の場合におきましても、財団に対する出資の場合におきましても、課税の対象にはならないといふふうに承知しております。それから次はちよつと御趣旨を或いは正しく理解しておらないかも知れませんが、商法の会社など同一の経営内容のものとして取扱われるかといふ御趣旨でございますが、或いは御質問の趣旨を取違へているかも知れませんが、私共としては先程から申上げておりますように、この法人は営利を目的とするものでないといふことによりまして、商法の会社とはその点において明確に一線を画しているも

のと考へております。併しながら病院なり、診療所を經營して行きます經營の仕方、例へば具体的に申しますれば、医療費をどれだけ徴収をするか、取引というふうなことにつきましては、これはこの法人に対して何らの制限はございせん。いわゆる開業医が自由診療をやつてゐる、いわゆる診療をやつてゐる場合と全然同一に考へております。勿論社会保険等の引受をいたしますれば、それはその方の關係から特別の契約があることは當然でありますけれども、いわゆる自由診療の場合は、個人開業の場合と何ら區別はない。言葉を換へて申しますれば、いわゆる私的な經營のものであるというふうに考へております。

それから次に剰余金に対する課税問題でございするが、剰余金もそのまゝ積立金として残すことになりますれば、これは當然課税の対象になるものと考へております。問題はこの剰余金を施設の改善に使うという場合でございします。先ず只今のところ問題のないのは、いわゆる小修繕と申しますか、こま／＼した修繕等をいたします場合はありますが、これはもう恐らく問題ない。大きな増築、或いは大きな医療機械の購入等をいたしました場合は、これは一般の場合には資本の増加になりますので、所得税の対象になるのでございします。私共としてはこの点は先程申上げました税法改正の要綱の中に、先程も御説明申した規定がございしますが、それは折衝のしようによりましては、政令の改正の場合に医療法人と同じように取扱う。規定に該当するものとして取扱つて貰えるのではないかと、今後折衝をしたいと思つてお

ります。この規定によりますると、私が見ましたところでは、そうした改善のために費用を使ひました場合は、これを益金と見ないで損金として取扱う規定になつております。主法は民法の第三十四條の法人等と書いてあります。法人税の規定のところにさういふ規定がありまして、民法第三十四條の法人につきましては、そうした施設の改善等に使ひました費用はこれを益金としないで、損金と見ることができるといふやうな規定になつております。この「等」といふ言葉の中に、この医療法人が入れるという取扱ひをして貰うことになりますれば、實際問題としてはお話しの際の点のように非常な利便になると思ひます。

○藤森眞治君 この建築等に使用した折には、御説明のやうな損金といたして解決されることができるとのいたしたとしても、現在の四十八時間の問題なるものがあるために、今後或いは設備内容をよくするといふやうなことに相當の資本を蓄積しなければならん。又集積しなければならん。そのためにどうしても積立金といふものを、利益があれば積立てるやういふものに充たなければならん。これを利益として課税されるかどうかといふこと。使つた折は損金とするかも知れませんが、それをその準備期間中の蓄積してある間に、例へば、年々五万円利益が上つたから、これを改善費に使うのだといふので、これを蓄積したものが課税の対象になるかどうかどうだろうかといふことです。

当局と或る程度もう少し話合をする必要があると思ひますが、只今私共の了解しておりますところでは、さやうな場合には課税の対象となると思ひます。結局それを積立てて置きまして、實際に改善に使つた場合にも、今までの扱ひですと、ただ金銭が物的なものに變つただけでありますので、一応資本の増加として、一般の所得税の場合にはこれを課税対象としておりますやうな次第であります。それをちよつと要綱の例を挙げて申上げました規定の運用によつて、さやうなことになるであらうという期待を持つておるだけあります。實際に使つた場合に初めて課税対象から除かれるといふことにならうと思つております。

○井上なつゑ君 ちよつとお伺ひしますが、現在すでに医療法人といふ名前を持つておる人は、この法律施行の際に医療法人になれると書いてあります。が、只今医療法人になつておりますものの数はどのくらいございしますでしようか。

○政府委員(久下勝次君) 只今のお話は、附則の第二項にありまして、これは実はこの法律による医療法人でないものは、その名称の中に医療法人といふことを使つてはならないといふのが第四十條にございします。それでありますので、従来この名前を使つておるものについてまでも押えてしまふと、少し酷ではないかと思ひます。實際問題としては考へておらないのであります。あるかとも思ひます。若しあるとすれば、既得権を尊重したいという意味でございします。實際問題としてはこの種の法人は制度的に

今までなかつたですからなと思つております。ただ商法の規定に基く株式会社なり、或いは合資会社などでやつておりますものは、若干実例のあることは承知しております。それは承知しております。ところが医療法人といふ名前は使つておりません。この附則の問題にはならないと思つております。

○井上なつゑ君 この医療法人でございしますが、これは赤十字社とか済生会とかいふ病院で、普通の公のものではないでございすけれども、あつたやうな病院はどういうふうになるのでございすか。借金が沢山ございしますが、途中で医療法人の組織はできますか。

○政府委員(久下勝次君) 日本赤十字社とか、済生会は、御承知の通り民法に基く公益法人でございします。公益法人になりますためには、先程ちよつと實際の取扱を御説明申したやうに、相當な條件を付けて認可をいたしておりますのであります。そのために半面各種の税法におきましては、税の減免等に特別に恩典を與えられておるものが多いのであります。従つて私共としては、將來共さうした條件を付けても、公益法人になりたといふものにつきましては、公益法人の認可はどんなにいたして行くつもりであります。ただお話の済生会等がいよ／＼行詰つて、医療法人になりたといひました場合には、別に何ら制限をする必要はないと思つております。その場合には公益法人を解散をして、この法律に基く法人になるわけにございします。ただ實際問題としては、特別な解散理由の発生しない限りこの法人になることは、今申

上げたやうな實際の問題、課税等の關係から、却つて利益ではないかも知れんと思つております。

○井上なつゑ君 この医療法人の中には、病院又は診療所だけに限定しておられますが、産院でも、大きな産院はお医者さんが沢山ありますが、これはどうして産院をお入れになりませんのでございすか。

○政府委員(久下勝次君) 産院といふ言葉が、実は明確を欠くのでございしますが、大體法律的には、産院も病院と考へておるのでございします。

○中平常太郎君 ちよつと藤森委員のお尋ねの場合、政府の方の答弁で、どうも明瞭を欠いておる点があるのであります。剰余金といふものができた場合に、積立金にすることはよろしい。併しながら課税対象にはなる。こ

ういふお話のように伺つたのであります。が、但しその病院の必要な施設の修繕、その他新設等に使へばそれはよろしい。こゝういふに聞かされたのであります。その年の収入で修繕拡張等をすれば、それはそのままで勘定が合います。一応積立金にして置いて、さうして課税対象にされて税金は出します。それから後にその積立金を使つて家を建てた、家を直したといふやうなことがあり得るのですが、さうしないといふと、とてもその年にいづ／＼バランス合はすために、修繕に金廻すことには行かんことがある。積立金の中を使つて修繕をしたりすることがあるが、それまでにすでに前年度の積立金となつたものに対する課税ははや済んでおる場合、その金を使つて修繕をした場合はどういふふうになるのです

か。その点を一つお伺いしたいと思うのです。

それからもう一つは、今度の所得税法によりますと、やはり法人税は何か協同組合というふうなものにも課かるのでありますが、三五%だったように思いますが、その点もお伺いします。

○政府委員(久下勝次君) 積立金に対する課税の問題につきましては、先程藤森委員の御質問にお答えした通りであります。尚その点につきましても、実際問題としては、これを積立て置くのだが、これは病院の維持、修繕のために使うのだということが明白なものであるものでも、ただ時間的な関係でちよつと一時積立て置くので、積立金にならざるを得ないのだというふうなものまで課税するかどうかという点とは、実際は恐らく課税をします場合の取扱問題でございます。法律的な問題でなしに……従いましてその点につきましても、先程申し上げましたように、税務当局の方と打合せをして見たとは思ひます。

筋としては、将来何々に使うのだからということ、少くとも形式的には、積立金であります。課税対象から外すということは少し無理でないかと思つております。

それから法人税の率でございますが、私が承知しておりますのでは、法人税は百分の三十五、一律でございます。

○中平常太郎君 もう一つちよつと序でに。私の最も心配するところは、この医療法人によつて設立させるものは、沢山できることを希望する。その希望を充たすために、どうしてもこれを

設立する人々に対して、医者に対して、そう何かの特典がないようになつてしまひはせんかと思つて、もつとこういう診療所を作る、開設する意欲の出る方法がないものだろうか。ただ社会事業的な状態に置かれて、どこからも補助もありもしないのに、自分の金ばかりでこれをやつて置いて、そして利益は食われてしまつて、一つも取れないというふうな恰好では、診療所がどん／＼できるものであろうか、それを心配して何か特長がもう少しないかというところ……特典のないことを先程から申し上げるのはそこなんです。

○政府委員(久下勝次君) これはこういうふうにお考えを頂きますといふのであります。今日こういう制度を設けずに放置して置きますと、個人の医師が病院なり、診療所を作るといたしますと、同じように、できることは金さへあればできますが、できた結果は先ず税の問題から申しましても、多くの場合病院の経営につきましても、法人になつた方が実際の課税は軽減されると思ひます。これが一つ。

それからもう一つは、個人の収入の問題であります。私共としては、法人の経営する病院の医師として働きます医師、その他の職員に對しまして如何なる給與を與えるかといふことは、全然何ら制限をしないつもりでおります。従つて医師はそこから相当額の報酬を受けることはできると思ひます。その意味で従つて個人を放つて置いて、こういう制度がない場合に、個人が病院を作る場合と、この法人制度ができてこの法人によつて病院を開設

する場合の比較で考えて頂きますれば、余程この制度を作ることが利便を與えることになる。従つて病院の開設を促進することになるであらうといふふうにお考えになれば御理解頂けますと思ひます。

○藤森眞治君 先程の設立登記の課税の問題ですが、贈與の場合には法人は勿論かからない、贈與したものには課税の対象にはならない。こう考えられますが、出資の場合、社団の出資したものに対してもいづゆる出資者にも課税しないか、こういうことです。

○政府委員(久下勝次君) その点は私共は税務当局と具体的に打合せをいたしまして、出資の場合に課税しないといふことをはつきりと返答を得ております。

○堀井伊介君 医療法人が設立される場合におきまして、現在の個人開業医の人々が若干の施設をもつてそれを集めて一つの法人を作る。従つてその施設が分散している、あつて二ヶ所ここに二ヶ所、つまり分散している施設は当然認められるといふことと、尚従つて病床があつて五つある。こつちには十といふふうな転々としておりますが、それを加えたものが二十床以上あれば病院と見做されるかといふことを第一に……

○政府委員(久下勝次君) その点につきましては、私共もこの法案を立案するに際しまして検討いたしましたのであります。大体個人経営の、一人の医師が経営する診療所に法人格を與えるといふことは事柄の性質上も面白くない、そういうふうな考えまして、「三人以上」というふうに限定いたしましたので

ございます。従いまして全然別々に診療所を持つておりますものが一緒になつて、「常時三人以上」ということになりました。これはやはり別々の診療所でありまして、そういう形にしておきましては、それを直ちにこの法律に基く法人とすることは不可能、むづかしいのじやないか、かように考えております。尚この言葉の中にありました。それぞればットを五つなり十、合せて二十以上持つてゐるから病院になれるのじやないかというお話しもあつたのであります。これも只今の私共の解釈としては無理かと思ひます。

○堀井伊介君 そうしますとよほどこの設立が制限されるわけで、だから従来の診療所を拡充して病院にしようといふ場合には、やはりそれを中心としてそこに合同施設を置かなければならぬ、拡充施設を置かなければならぬ、こういうことになるわけですか、そうでなければいけない。例えば分院とか何とかいふふうな、そういう名称によつて今まで通り分散したものを一施設と見做すことはできないかといふことです。

○政府委員(久下勝次君) 現在診療所を持ち、若干のベットを持つております医師が、これを拡充して病院にするのだからといふことで法人にしたいという場合には、四十一條の規定によりまして、それに必要な資金を持つておればなれると思ひます。現在十のベットを持つておまして、病院診療所を持つてゐるところへ後十のベットを殖やして、病院に必要な設備をするといふことには必要な資金がございますれば、現在目の前にその施設がございます

せんでも法人にはなれると思ひますが、将来そうなるのだからといふのは少し無理ではないかと思つております。

尚ちよつと御質問とは外れるかも知れませんが、一応本質的な本体となりまして病院又は診療所は、三人以上医師又は歯科医師が勤務するのを要件であります。別にその他に分院なり、或いは診療所を持つといふことは、これは四十二條の規定によりまして差支えないことと考へます。

○堀井伊介君 四十二條で今のところではちよつとお尋ねしたいと思ひますが、それは四十二條の第三号の「診療所以外の診療所」という意味なんですか。

○政府委員(久下勝次君) さうである。三人以上勤務しておりまする主体となるところの「診療所以外の診療所」つまり一人でもよろしいのであります。

○堀井伊介君 それは施設が離れておつてもよいのであります。

○政府委員(久下勝次君) さうでございます。

○堀井伊介君 この第四十二條の第一号にあります「医療関係者の養成」ということでありますが、「医療関係者」というのはどういふことですか。

○政府委員(久下勝次君) 「医療関係者」と申しますものは医師、歯科医師、薬剤師、看護婦、保健婦助産婦等を指しておるのでありますので、こゝで考へますのは大体看護婦の養成であらうと思ひますが、大病院等でありましたら、医師を集めて再教育をするといふこともこの法人の事業として行い得るよう考へます。「医療関係者」と申し

ますものは、別に定義的に限定されるものではございませんが、以上申し上げました医師、歯科医師、薬剤師、保健助産婦、看護婦の程度のものと考えております。

○姫井伊介君 それは再教育ならば意味は分りますけれども、医師をそこで養成するということは、一方の医師法ですか、何かそれと抵触するのではないのですか、学校教育の問題と関連して……

○政府委員(久下勝次君) これは言葉節約してありますので、そういうこともできるうちに取れるかと思いますが、実際問題として考えておりますのは、養成にかかるとは看護婦とか、助産婦とかいうものだけと考えるとあります。大体そういうものと思っております。看護婦の養成所は病院附属の養育所が沢山ございますが、そういうことができるのだというのを書いてあります。

○姫井伊介君 それは医師自体の養成ではないですね。もう一つ……、附加価値税の問題はどうなっておりますか。

○政府委員(久下勝次君) 御承知のように附加価値税の問題は地方税法でこれから御審議頂く問題のようですが、附加価値税はかかることに相成っております。

○姫井伊介君 それからこの施設の贈與以外に、さつきもちつとお話がありました。篤志者、協力者が出資をする。それは金銭、物品において、若しくは土地などを提供するという場合、それに對する利息若しくは地代というものは支拂つていかうか、拂うとするならば、それに對しては課

税されるかどうか。一方金が、資金が入るならば、借入金をする、借入金に對しては当然利息を拂つて行くのです。が、そういう意味におきまして今申しましたこの篤志者などの出資、又は土地提供によるこの地代、利息に對してはどういたしますか。それは拂わなくてもいいか……

○政府委員(久下勝次君) その場合には出資とはならないと思ふのであります。結局具体的に今の御引例を例にして申しますれば、土地を或る人から借上げて、そしてその法人としてはここに病院を建てて無償運営して行くというふうなことになるかと思ひます。そういうふうな形式になれば勿論地代は拂えると思ひますが、出資という形式をとりますと、御承知のように所有権は法人に帰属いたします。従来の出資者の所有権はなくなりまして、ただ出資証券という一つの債権に形が変るわけでありまして、従つて地代を拂うという問題も起らないのでござい

○姫井伊介君 出資をいたしました場合においてそれは無償出資の形になります。併し何かの方法によつて、それに幾らかのお礼をするといふたようなことは、それはどうなのでうか。それもできないのですか。

○政府委員(久下勝次君) これが先程の剰余金配当制限の項目に引掛るのでございまして、實際問題といたしましては、出資者を当該法人の役員にするという場合はあると思ひます。規模の小さいものにつきましては、当該法人の役員となりまして、実費弁償等の方法で謝金を差上げるというところはできると思ひますが、公然と配当制限の

規定がありますので、何らの名目なしに金をやるということではできないと思ひます。

○姫井伊介君 さつきの提案説明のところで、この法案の重大な基本的目標の一つは、資金の集積を図るにある。この資金の集積は設備の拡大のために充てるべきものであります。が、そうしますと、それ程強く要請せられる点からいへば、設備積立金というものがむしろ定款などにおいて決めて行くべきものではないか。そこまで強力に行かなければ、この重大な目的を達成する意味をなさないのでないか。それから一方先程の話では、そういうふうな積立金に對しては課税されるというところに非常な矛盾が出て来るのであります。單なる積立金ではいいませんが、設備積立金というふうにするならば、むしろそれを強力にやらせて、それは課税対象から除くということにしなければ、この重大な目標の達成は困難だ。この辺の關係はどうですか。

○政府委員(久下勝次君) その点は確かにお話の通りでございまして、先程もちよつと申し上げましたように、この問題は先ず第一に設備に金を使うといふことが、資本の増加として課税の対象にならないように措置することが先ず第一前提と思つております。これが先程申し上げましたように、税制の改正要綱の中にそういうことがなし得るような可能性が規定してございまして、これは政令を作りますような場合に、具体的にこの医療法人を入れて貰うというふうな方法で、是非我々としては解決して行きたい、そのように努力して参りたいと思つております。さうな

方向で先ず設備に使つた金が課税対象にならないということを第一の問題として、解決いたしました場合には、それを目標として積立てますものにつきまして、課税の實際の運用上除外をして貰うというふうな措置も可能ではないかと思ひまして、さうした段取りを履みまして、できるだけ御趣旨に副い得るよう努力をいたしたいと思つてあります。

○姫井伊介君 それにつきまして、今度はさつき尋ねました附加価値税などが考えられるのですが、そうすると一方で除かれたものが、一方で被さつて来るというふうなことになるわけですが、この点はどうかですか。

○政府委員(久下勝次君) 附加価値税の問題は、私もまだ十分研究が足りないかと思ひますが、私が承知しております限りにおきましては、そうした病院などで建物を建てたり、或いは機械を買入れるというふうな金は附加価値税の課税対象から除かれる。附加価値税というものはそれらの診療とか、或いは仕事をすることに必要で不動産、物件等を購入したものを除きまして、たもの一切、人件費等は勿論課税対象になります。さういふふう聞いておりますので、只今のお話の点は、私の承知しておる限りでは、附加価値税とは關係しないと思ふのです。ただ附加価値税がこの種のものにかかるとはどうかという問題につきまして、私共もできるだけこれは除外をして貰いた

○姫井伊介君 御承知の通り人件費、それは利子とか、地代とかさういふものがプラスされたものにかかる、従つてさういふふうな積立金が段々嵩んで行くのに對しては、やはりさういふ意味で私はよく承知しております。が、何かしなればならんと考へるの、これは元の医師の事業費にもかけるべきものであると思ひますが、これはもう少し研究しなければなりません。が、御考慮を煩わしいと思ひます。

○藤森眞治君 四十二條の一の医療関係者の養成の問題であります。これには医療関係者として将来法人に必要な医師を、あとを養成するために、大学或いはその他が、さういふものに対して、いわゆる育英資金のようなものまでもその中に入つておるといふ考へでしようか。

○政府委員(久下勝次君) 文字の上から申しますれば、入らないとは申せませんけれども、實際問題としては、私共先ず普通の場合には、医療法人の事業としてさういふことは殆んどないのじやないかと思つております。

○井上なつゑ君 一つお伺いしたいのですが、この法律案は資本の蓄積をして、病院や診療所を成るべく置くというお話ですが、結局これは病院とか診療所は医療法によつて整備拡充なさることになるのだらうと思ふのです。そこで施行規則が六ヶ月を経てからというふうなことで、さつきも早くさういふものはできた方がいいのじやないかと思ひますが、さういふわけで六ヶ月の期間があるのでござい

○政府委員(久下勝次君) 六ヶ月の期間を置きましたのは、前に医療法、医師法の制定をいたしました際にも六ヶ月の猶予期間を置いたのであります。これは法律を御制定頂きまして細かい手続規定をいたしますのに相当な期間

を要すると思ひます。

それから尙この趣旨をよく全般に徹底して運用の誤りなきを期するためにも相当の期間を要すると思ひます。六ヶ月の期間を置きましたというものは、その日から直ちに受付けが開始され、認可の手続ができるというふうなふうにいたしたいと思つて延ばしておるのであります。施行規則に相当の期間を要するであらうという予想がこの期間を置きました根本の理由であります。

○委員長(塚本重藏君) 速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(塚本重藏君) 速記を取つて下さい。この際御報告申し上げます。四月三日厚生委員紅露みつ君が辞任に相成りました。その補欠として小林勝馬君が選任せられました。御報告申し上げます。午後一時半まで休憩いたします。

午後零時四十二分休憩

午後二時四十分開会

○委員長(塚本重藏君) これより再会いたします。諸君及び陳情を審査いたします。速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(塚本重藏君) 速記を取つて下さい。それでは本日はこれで散会いたします。

午後三時三十六分散会

出席者は左の通り。

委員長 塚本 重藏君
委員 中平常太郎君
堀井 伊介君
山下 義信君

小林 勝馬君
藤森 眞治君
井上なつみ君

国務大臣 林 譲治君

厚生大臣 三木 行治君

政府委員 厚生技官(公衆衛生局長) 東 龍太郎君

厚生技官(厚生局長) 久下 勝次君

厚生事務官(医務局長) 久下 勝次君

三月三十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、児童福祉法の一部を改正する法律案

児童福祉法の一部を改正する法律案

児童福祉法の一部を改正する法律案

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第七條、第二十七條第一項第三号、第三十一條及び第三十四條第二項中「療育施設、盲ろうあ児施設を」「盲ろうあ児施設、虚弱児施設、し体不自由児施設」に改める。

第九條第三項中「夫々これを命じ、又は委嘱する。」を「夫々これを任命する。」に改める。

第二十條に次の一項を加える。

前項の妊娠の届出があつたときは、保健所法第一條の規定に基づく政令で定める市の市長は、都道府県知事に、その他の市町村長は、保健所長を経て都道府県知事に、命令で定める事項を、速やかに、報告しなければならない。

第四十三條を削り、第四十三條の二を第四十三條とし、同條の次に次の二條を加える。

第四十三條の二 虚弱児施設は、身体の虚弱な児童に適正な環境を與えて、その健康増進を図ることを目的とする施設とする。

第四十三條の三 し体不自由児施設は、上し、下し又は体幹の機能の不自由な児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を與えることを目的とする施設とする。

第四十五條中「児童福祉施設の設備及び運営について」を「児童福祉施設の設備及び運営並びに里親の行う養育について」に改める。

第四十六條第一項中「児童福祉施設の長を、児童福祉施設の長及び里親」に改める。

第四十八條第一項及び第五十四條中「療育施設及び盲ろうあ児施設を」「盲ろうあ児施設、虚弱児施設及びし体不自由児施設」に改める。

第五十條第三号を次のように改める。

三 児童相談所に要する費用(第八号及び第十号の費用を除く。)

第五十條第六号及び第七号を次のように改める。

六 市町村長が、都道府県の設置する助産施設、母子寮又は保育所について第二十二條から第二十四條までに規定する措置をとつた場合において、入所後の保護につき、第四十五條の最低基準を維持するために要する費用

七 都道府県知事が、第二十七條第一項第三号に規定する措置をとつた場合において、入所に要する費用及び入所後の保護につき、第四十五條の最低基準を維持するために要する費用(国の設置する乳児院、養護施設、精神薄弱児施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、し体不自由児施設又は救護院に入所させた児童につき、その入所後に要する費用を除く。)

第五十條第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 児童相談所で行う相談及び鑑別に要する費用

第五十一條第一号を次のように改める。

一 市町村長が、第二十二條、第二十三條本文及び第二十四條本文に規定する措置をとつた場合において、入所に要する費用及び入所後の保護につき、第四十五條の最低基準を維持するために要する費用(国及び都道府県の設置する助産施設、母子寮又は保育所に入所させた者につき、その入所後に要する費用を除く。)

第五十三條の二 厚生大臣は、第五十條第六号若しくは第七号又は第五十一條第一号の費用の支弁が適正に行われているかを否かについて、当該官吏をして都道府県又は市町村の事務処理状況を、都道府県知事は、第五十一條第一号の費用の支弁が適正に行われているかを否かについて、当該官吏をして、市町村の事務処理状況を、それぞれ実地につき調査させることができる。

第五十六條第一項中「第六号から第八号まで」を「第六号及び第七号」に改める。

附則 この法律は、昭和二十五年四月一日から、施行する。

三月三十一日本委員会に左の事件を付託された。

一、医療法の一部を改正する法律案

医療法の一部を改正する法律案

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「第三十九條又は第四十一條を」第六十九條又は第七十一條に改める。

第三十九條第一項第二号中「第四十條第一項」を「第七十條第一項」に改め、同條を第六十九條とする。

第四十條を第七十條とし、第四十一條を第七十一條とする。

第四十二條第一号中「第三十九條」を「第六十九條」に、「第四十條第三項又は第四十一條第一項」を「第七十

第五十三條の次に次の一條を加える。

第五十三條の二 厚生大臣は、第五十條第六号若しくは第七号又は第五十一條第一号の費用の支弁が適正に行われているかを否かについて、当該官吏をして都道府県又は市町村の事務処理状況を、都道府県知事は、第五十一條第一号の費用の支弁が適正に行われているかを否かについて、当該官吏をして、市町村の事務処理状況を、それぞれ実地につき調査させることができる。

第五十六條第一項中「第六号から第八号まで」を「第六号及び第七号」に改める。

附則 この法律は、昭和二十五年四月一日から、施行する。

條第三項又は第七十一條第一項に
改め、同條を第七十二條とする。

第四十三條を第七十三條とし、第
四十四條を第七十四條とする。

第四十五條中「第四十二條」を「第
七十二條」に改め、同條を第七十五
條とし、第五章中同條の次に次の二
條を加える。

第七十六條 左の各号の一に該当す
る場合においては、医療法人の理
事、監事又は清算人は、これを一
万円以下の過料に処する。但し、
その行為について刑を科すべきと
きは、この限りでない。

一 この法律に基く政令の規定に
よる登記を怠り、又は不実の登
記をしたとき。

二 第五十二條第一項の規定によ
る書類の備付を怠り、その書類
に記載すべき事項を記載せず、
若しくは不実の記載をし、又は
正当の理由がないのに同條第二
項の規定による閲覧を拒んだと
き。

三 第五十四條の規定に違反して
剰余金の配当をしたとき。

四 第五十八條又は第五十九條第
一項若しくは第三項の規定に違
反したとき。

五 第六十四條の規定による命令
に違反して業務を行つたとき。

六 第六十八條において準用する
民法第五十一條第一項の規定に
よる財産目録の備付を怠り、又
はこれに記載すべき事項を記載
せず、若しくは不実の記載をし
たとき。

七 第六十八條において準用する
民法第七十條又は第八十一條第
一項の規定による破産の宣告の
請求を怠つたとき。

八 第六十八條において準用する
民法第七十九條第一項又は第八
十一條第一項の規定による公告
を怠り、又は不実の公告をした
とき。

第七十七條 第四十條の規定に違反
した者は、これを五千円以下の過
料に処する。

第四十六條を第七十八條とし、
第四十七條を第七十九條とする。

第四十八條中「第三十九條、第
四十條第三項又は第四十一條」を
「第六十九條、第七十條第三項又は
第七十一條」に改め、同條を第八
十條とし、第四十九條を第八十一
條とする。

第五十條第二項中「旧規則第三
十六條第一項第一号」を「旧規則第
三十六條第一項第二号」に、「第四
十條第一項第三号」を「第七十條第
一項第三号」に改め、同條を第八
十二條とし、以下五十三條まで順
次三十二條ずつ繰り下げる。

第四章 医療法人
第三十九條 病院又は医師若しくは
歯科医師が常時三人以上勤務する
診療所を開設しようとする社団又
は財団は、この法律の規定によ
り、これを法人とすることができ
る。

2 前項の規定による法人は、医療
法人と称する。

第四十條 医療法人でない者は、そ
の名称中に、医療法人という文字

を用いてはならない。

第四十一條 医療法人は、その開設
する病院若しくは診療所に必要な
施設又はこれに要する資金を有し
なければならない。

第四十二條 医療法人は、その開設
する病院又は診療所の業務に支障
のない限り、定款又は寄附行為の
定めるところにより、左に掲げる
業務の全部又は一部を行うことが
できる。

一 医療関係者の養成又は再教育
二 医学又は歯学に関する研究所
の設置

三 第三十九條第一項に規定する
診療所以外の診療所の開設
四 その他保健衛生に関する業務

第四十三條 医療法人は、政令の定
めるところにより、その設立、従
たる事務所の新設、事務所の移
転、その他登記事項の変更、解
散、合併、清算人の就任又はその
変更及び清算の終了の各場合に、
登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記しなけれ
ばならない事項は、登記の後でな
ければ、これをもつて第三者に対
抗することはできない。

3 登記所は、医療法人に關して登
記をしたときは、その登記した事
項を遅滞なく公告しなければならない。

第四十四條 医療法人は、都道府県
知事の認可を受けなければ、これ
を設立することができない。
2 医療法人を設立しようとする者
は、定款又は寄附行為をもつて、
少くとも左に掲げる事項を定めな
ければならない。

一 目的

二 名称

三 その開設しようとする病院又
は診療所の名称及び開設場所

四 事務所の所在地

五 資産及び会計に関する規定

六 役員に関する規定

七 社団たる医療法人にあつて
は、社員たる資格の得喪に關す
る規定

八 解散に關する規定

九 定款又は寄附行為の変更に関
する規定

十 公告の方法
3 医療法人の設立当初の役員は、
定款又は寄附行為をもつて定め
なければならない。

を有する場合には、その開設する
病院又は診療所の管理者を理事に
加えなければならない。但し、医
療法人が病院又は診療所を二以上
開設する場合に於ては、定款又は寄
附行為の定めるところにより、管理
者のうち、一人又は数人を理事に
加えるをもつて足りる。

2 前項の理事は、管理者の職を退
いたときは、理事の職を失うもの
とする。

第四十八條 医療法人に監事を置
いた場合には、監事は、理事又は医
療法人の職員（当該医療法人の開
設する病院又は診療所の管理者そ
の他の職員を含む。）を兼ねては
ならない。

第四十九條 理事のうち、その定数
の五分の一をこえるものが欠けた
ときは、一月以内にこれを補充し
なければならない。

第五十條 定款又は寄附行為の変
更は、都道府県知事の認可を受け
なければ、その効力を生じない。

2 都道府県知事は、前項の規定に
よる認可の申請があつた場合に
は、第四十五條に規定する事項及
び定款又は寄附行為の変更の手續
が法令又は定款若しくは寄附行為
に違反してないかどうかを審査
した上で、その認可を決定しなけ
ればならない。

第五十一條 医療法人は、毎會計年
度の終了後二月以内に、決算を都
道府県知事に届け出なければなら
ない。
2 前項の規定により届け出るべき
事項の細目及び届け出の手續は、
厚生省令で定める。
第五十二條 医療法人は、毎會計年

度終了後二月以内に、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作り、常にこれを各事務所に備えて置かなければならない。

2 医療法人の債権者は、医療法人の執務時間内はいつでも、前項の書類の閲覧を求めることができる。

第五十三條 医療法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

第五十四條 医療法人は、剰余金の配当をしてはならない。

第五十五條 社団たる医療法人は、左の事由によつて解散する。

一 定款をもつて定めた解散事由の発生

二 目的たる業務の成功の不能

三 総会の決議

四 他の医療法人との合併

五 社員欠亡

六 破産

七 設立認可の取消

2 財団たる医療法人は、左の事由によつて解散する。

一 寄附行為をもつて定めた解散事由の発生

5 清算人は、第一項第一号若しくは第五号又は第二項第一号に掲げる事由によつて医療法人が解散した場合においては、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

第五十六條 解散した医療法人の剰余財産は、合併及び破産の場合を除くほか、定款又は寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 社団たる医療法人の財産で、前項の規定により処分されないものは、清算人が総社員の同意を経、且つ、都道府県知事の認可を受け、これを処分する。

3 財団たる医療法人の財産で、第一項の規定により処分されないものは、理事が都道府県知事の認可を受けて他の医療事業を行う者にこれを帰属させる。

4 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

第五十七條 社団たる医療法人は、総社員の同意があるときは、他の社団たる医療法人と合併をすることができ、

2 財団たる医療法人は、寄附行為に合併することができ、旨の定がある場合に限り、他の財団たる医療法人と合併をすることができ、

3 医療財団法人が合併をするには、理事の三分の二以上の同意が必要でなければならない。但し、寄附行為に別段の定がある場合は、この限りでない。

4 合併は、都道府県知事の認可を受けなければならない。

5 第五十五條第四項の規定は、前項の認可について準用する。

第五十八條 医療法人は、前條第四項に規定する都道府県知事の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

第五十九條 医療法人は、前條の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、且つ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。但し、その期間は、二月を下ることができない。

2 債権者が前項の期間内に合併に対して異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

3 債権者が異議を述べたときは、医療法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

第六十條 合併により医療法人を設立する場合においては、定款の作製又は寄附行為その他医療法人の設立に関する事務は、各医療法人において選任した者が共同して行わなければならない。

第六十一條 合併後存続する医療法人又は合併によつて消滅した医療法人は、合併によつて消滅した医療法人の権利義務（当該医療法人

がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を承継する。

第六十二條 合併は、合併後存続する医療法人又は合併によつて設立した医療法人が、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより登記をすることによつて、その効力を生ずる。

第六十三條 都道府県知事は、医療法人に、法令、法令に基いてする都道府県知事の処分又は定款若しくは寄附行為を遵守させるために必要があるとき、医療法人から、その業務又は会計の状況に関し報告を徴することができ、

第六十四條 都道府県知事は、医療法人が定款又は寄附行為に定められた業務以外の業務を行つてゐると認めるときは、当該医療法人に対して、業務の全部又は一部の停止を命ずることができ、第四十二條に掲げられた業務の継続が、当該医療法人の開設する病院又は第三十九條第一項に規定する診療所の運営に支障がある場合においては、その業務の全部又は一部について、また同様とする。

第六十五條 都道府県知事は、医療法人が、成立した後一年以内に正当の理由がないのに病院又は第三十九條第一項に規定する診療所を開設しないときは、設立の認可を取り消すことができる。

第六十六條 都道府県知事は、医療法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基く都道府県知事の命令に違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができないときに限り、設立の認可を取り消すことができる。

第六十七條 第三十條第一項から第三項までの規定は、都道府県知事が、第四十四條第一項、第五十五條第三項若しくは第五十七條第四項の規定による認可をしない処分をする場合又は前二條の規定により業務の停止を命じ、若しくは設立の認可を取り消す場合に、これを準用する。

第六十八條 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十條から第四十四條まで、第五十條、第五十一條第一項（法人の設立のときに関する部分に限る。）及び第二項、第五十二條から第六十六條まで、第六十九條、第七十條、第七十三條から第七十六條まで、第七十七條第二項（届出に関する部分に限る。）、第七十八條から第八十三條まで、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百二十五條及び第三百三十一條並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五條第二項、第三十六條から第三十七條ノ二まで、第三百三十六條から第三百三十七條まで、第三百三十八條及び第三百三十九條ノ三の規定は、医療法人についてこれを準用する。この場合において、民法第四十條及び第五十六條中「裁判所」ハ利害関係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ」とあるのは「都道府県知事ハ、利害関係人ノ請求ニ因リ、又ハ職權ヲ以テ」と、同法第四十二條第一項中「法人設立ノ許可アリ

令に違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができないときに限り、設立の認可を取り消すことができる。

第六十七條 第三十條第一項から第三項までの規定は、都道府県知事が、第四十四條第一項、第五十五條第三項若しくは第五十七條第四項の規定による認可をしない処分をする場合又は前二條の規定により業務の停止を命じ、若しくは設立の認可を取り消す場合に、これを準用する。

第六十八條 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十條から第四十四條まで、第五十條、第五十一條第一項（法人の設立のときに関する部分に限る。）及び第二項、第五十二條から第六十六條まで、第六十九條、第七十條、第七十三條から第七十六條まで、第七十七條第二項（届出に関する部分に限る。）、第七十八條から第八十三條まで、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百二十五條及び第三百三十一條並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五條第二項、第三十六條から第三十七條ノ二まで、第三百三十六條から第三百三十七條まで、第三百三十八條及び第三百三十九條ノ三の規定は、医療法人についてこれを準用する。この場合において、民法第四十條及び第五十六條中「裁判所」ハ利害関係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ」とあるのは「都道府県知事ハ、利害関係人ノ請求ニ因リ、又ハ職權ヲ以テ」と、同法第四十二條第一項中「法人設立ノ許可アリ

令に違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができないときに限り、設立の認可を取り消すことができる。

第六十七條 第三十條第一項から第三項までの規定は、都道府県知事が、第四十四條第一項、第五十五條第三項若しくは第五十七條第四項の規定による認可をしない処分をする場合又は前二條の規定により業務の停止を命じ、若しくは設立の認可を取り消す場合に、これを準用する。

第六十八條 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十條から第四十四條まで、第五十條、第五十一條第一項（法人の設立のときに関する部分に限る。）及び第二項、第五十二條から第六十六條まで、第六十九條、第七十條、第七十三條から第七十六條まで、第七十七條第二項（届出に関する部分に限る。）、第七十八條から第八十三條まで、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百二十五條及び第三百三十一條並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五條第二項、第三十六條から第三十七條ノ二まで、第三百三十六條から第三百三十七條まで、第三百三十八條及び第三百三十九條ノ三の規定は、医療法人についてこれを準用する。この場合において、民法第四十條及び第五十六條中「裁判所」ハ利害関係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ」とあるのは「都道府県知事ハ、利害関係人ノ請求ニ因リ、又ハ職權ヲ以テ」と、同法第四十二條第一項中「法人設立ノ許可アリ

タル時」とあるのは「医療法人成立ノ時」と、同法第五十九條第三号、第七十七條第二項及び第八十三條中「主務官庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第七十四條中「破産ノ場合」とあるのは「合併及破産ノ場合」と読み替へるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際現にその名称中に医療法人という文字を用いている者は、第四十條の規定にかかわらず、この法律の施行の後三月間は、なお従前の名称を用いることができる。

三月三十一日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、青少年飲酒防止法制定に関する請願(第一五二七号)
- 一、精神衛生法制定に関する請願(第一五二二号)
- 一、国立岩手、秋田、福島三療養所の火災復旧等に関する請願(第一五二二号)
- 一、身体障害者福祉法中一部改正に関する請願(第一五三六号)
- 一、医療分業制度の確立に関する請願(第一五四三三号)
- 一、未亡人生活援助等に関する請願(第一五五三三三号)
- 一、医療分業制度確立に関する請願(第一五五五五号)
- 一、医療分業制度確立に関する請願(第一五五六六号)

- 一、医療分業制度確立に関する請願(第一五五七号)
- 一、青少年飲酒防止法制定に関する請願(第一五六六号)
- 一、青少年飲酒防止法制定に関する請願(第一五七一七号)
- 一、みづよもぎ栽培奨励に関する請願(第一五七六六号)
- 一、医療分業制度確立に関する請願(第一五九二二号)
- 一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願(第一五九八八号)
- 一、未復員者給與法等一部改正に関する請願(第一六〇一七号)
- 一、未復員者給與法等一部改正に関する請願(第一六〇二二号)
- 一、未復員者給與法等一部改正に関する請願(第一六〇三三三号)
- 一、西医学健康原理研究に関する請願(第一六〇四四号)
- 一、医療分業制度確立に関する請願(第一六〇五五号)
- 一、保健婦助産婦看護婦法中一部改正に関する請願(第一六一〇一七号)
- 一、あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法中一部改正案に関する請願(第一六一四四号)
- 一、はり、きゅう、マツサージ施術に国民健康保険給付資格付與の請願(第一六一五五号)
- 一、医療分業制度確立に関する請願(第一六一二五五号)
- 一、未復員者給與法等一部改正に関する請願(第一六一二六六号)
- 一、美容師法制定に関する請願(第一六三八八号)
- 一、身体障害者の福祉に関する請願(第一六四〇号)

- 一、国民健康保険制度改善に関する請願(第一六四四四号)
- 一、引揚医師の国家試験受験回数制限緩和に関する請願(第一六四五五号)
- 一、未復員者給與法等一部改正に関する請願(第一六四九七号)
- 一、日の基社会事業団所屬寮の寮生救済に関する請願(第一六五八八号)

第一五二二七号 昭和二十五年三月十五日受理

青少年飲酒防止法制定に関する請願

請願者 東京都世田谷区経堂町一七 有泉昌外八百二十八名

紹介議員 橋本萬右衛門君

心身発育の完成期にあり、人生一代の最重要期にある青少年を酒害から護り、飲酒の悪へきを未然に防ぐことは、新日本将来の進展上極めて重要な施策であるから、さきに制定された未成年飲酒禁止法の趣旨をさらに拡大強化し、満二十歳以上満二十五歳未満を適用年齢とする青少年飲酒防止法をすみやかに制定せられたとの請願。

第一五二二七号 昭和二十五年三月十五日受理

精神衛生法制定に関する請願

請願者 東京都新宿区下落合一ノ四五六 財団法人精神厚生会内 内村祐之 外四名

紹介議員 中山壽彦君 藤森眞治君、谷口彌三郎君

精神病、精神薄弱および精神病質等の精神障害者の医療および保護に関する現行法令は、精神病者監護法および精神病院法の二者があるだけで、これらも制定後相当の年月を経

過しており、現在の社会情勢や學術の進歩に適合しない面が多いから、新しい時代の要望を考慮されて、わが国において最も遅れている方面の一つである精神衛生的施策の推進、合理化により社会福祉の向上を図る精神衛生法の制定を促進せられたいとの請願。

第一五二二二号 昭和二十五年三月十五日受理

国立岩手、秋田、福島三療養所の火災復旧等に関する請願

請願者 東京都北多摩郡清瀬村日村療養所患者同盟内 沢田栄一

紹介議員 石原幹市郎君

現在結核患者は二百万を数え、ベットの不足が叫ばれているとき昨年十二月二十六日には岩手県国立岩手療養所、今年一月十三日には国立秋田療養所、同月十六日には国立福島療養所を相続いで焼失したことは実になげかわしい次第であり、ことに直接被災患者は生活動に困難状態を続け医療面にも重大なる支障をきたすおそれがあるからすみやかに施設を復旧せられるとともに、とかくおそれかであつた防火設備の強化を図られたいとの請願。

第一五三六六号 昭和二十五年三月十五日受理

身体障害者福祉法中一部改正に関する請願

請願者 東京都目黒区大原町一、二四四国立東京第二病院内全国国立病院患者同盟内 小泉鋭治 外一名

紹介議員 塚本 重蔵君

きたる四月一日より身体障害者福祉法が実施されるが同法には、(一)税金の全面的控除、(二)内部疾患者に対する福祉援護、(三)更生訓練所ならびに現有授産場の強化、(四)生業資金の特別貸付、(五)鉄道無賃乗車の措置、(六)住宅保証給付等について幾多の改正を要する点があるから、社会政策上各項目を再検討されて、適切な改正を行われたいとの請願。

第一五四三三三号 昭和二十五年三月十五日受理

医療分業制度の確立に関する請願

請願者 和歌山市小松原通七ノ一二和歌山県政政会内 平越孝一

紹介議員 塚本 重蔵君

医師と薬剤師の職能区分を明確にするため、医療の分業制度を確立することとは、国民大衆の保健衛生の完備と福祉増進を図る上に最も必要であるから、すみやかに本制度の実現を図られたいとの請願。

第一五五三三三号 昭和二十五年三月十六日受理

未亡人生活援助等に関する請願

請願者 宮崎市神宮町宮崎市大宮すみれ会内 遠藤ミツ子外二名

紹介議員 水久保基作君

最近宮崎市に授産所が設置されたことは、同地在住の未亡人等にとつて喜びにたえないが、同授産所は創設後日が浅いため、こも編み位の仕事しかなく、従つて一人一日五、六十円程度の収入しか得られないので、これによつ

て生活の資を得ている未亡人等の生活は非常に苦しくなっているから、一同が十分に働けるように授産所の機構拡充を図られたい、同時に事業税についても所得税同様に扶養控除の方途を講ぜられたいとの請願。

第一五五五号 昭和二十五年三月十六日受理

医薬分業制度確立に関する請願

請願者 愛知県半田市字北條七六ノ二 山内悦次郎外四名

紹介議員 山田 佐二君

この請願の趣旨は、第一五四三号と同じである。

第一五五六号 昭和二十五年三月十六日受理

医薬分業制度確立に関する請願

請願者 名古屋市中区下前津町七四 谷口鎮二外二名

紹介議員 草葉 隆圓君

この請願の趣旨は、第一五四三号と同じである。

第一五五七号 昭和二十五年三月十六日受理

医薬分業制度確立に関する請願(二通)

請願者 熊本市花園町牧崎一、三二四 緒方作次郎外十名

紹介議員 城 義臣君

この請願の趣旨は、第一五四三号と同じである。

第一五六一号 昭和二十五年三月十六日受理

青少年飲酒防止法制定に関する請願

請願者 宮城県桃生郡野蒜村東

名 高橋忠之助外二百八十七名

紹介議員 高橋 啓君

この請願の趣旨は、第一五一七号と同じである。

第一五七一号 昭和二十五年三月十六日受理

青少年飲酒防止法制定に関する請願

請願者 千葉市新田町一三七 市橋友次郎外二百四十一名

紹介議員 浅井 一郎君

この請願の趣旨は、第一五一七号と同じである。

第一五七六号 昭和二十五年三月十六日受理

みぶよもぎ栽培奨励に関する請願

請願者 東京都練馬区下石神井二ノ一、七二五 東京本草協会内 栗原広三

紹介議員 徳川 宗敬君

終戦後の食糧事情と住宅難の影響で、かい虫、十二指腸虫は全国到るところにまん延している。このかい虫、除菜としては、サントニンが最も服用容易で大衆的であるが、原料の薬草がソ連原産で入手困難であるから、日本で栽培でき、サントニンが製造できるみぶよもぎの栽培を農村に普及して、かい虫、除菜対策を集団的に施行するため、みぶよもぎの種苗を栽培希望者に配給せられたいとの請願。

第一五九二号 昭和二十五年三月十七日受理

医薬分業制度確立に関する請願(九通)

請願者 兵庫県武庫郡本山村中野四五〇 瀬戸文雄外

百十六名

紹介議員 今泉 政喜君

この請願の趣旨は、第一五四三号と同じである。

第一五九八号 昭和二十五年三月十七日受理

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願

請願者 三重県桑名市大字江場一、五九二 水谷喜郎

紹介議員 阿竹齊次郎君 九鬼 紋十郎君

第五国会に衆参両院で遺族援護に関して決議されたことは、遺族一同喜びにたえないところであるが、戦争の犠牲となつた遺族の生活は、心身共に疲労の極に達しているから、これら遺族の窮状を救済するため、(一)遺族年金の支給、(二)戦没者に対する慰霊行事の一般文民同様の取扱、(三)未亡人遺児の就職あっせん、(四)援産所、母子寮保育所の増設、(五)遺家族子女に対する育英資金制度優先利用、(六)農作物の供出および租税の軽減、(七)生活保護法改正、(八)生業資金制度の拡充等遺家族援護厚生対策を早急に具現せられたいとの請願。

第一六〇一号 昭和二十五年三月十八日受理

未復員者給與法等一部改正に関する請願

請願者 東京都新宿区戸山町一 国立東京第一病院東京都国立病院患者同盟内 小山内義隆外百十名

紹介議員 田村 文吉君

さきに未復員者給與法が改正されたことは、戦傷者にとつて喜ばしいことであるが、従来傷病給與等の受給者は折角の恩典から除外されており、今後も引続いて療養を要する者の多くは、現在の不安な生活のため療養費の負担も非常に困難であるから、療養の万全を期すために、恩給等受給者に対して未復員者給與法を適用されるよう同法の一部改正をせられたいとの請願。

第一六〇二号 昭和二十五年三月十八日受理

未復員者給與法等一部改正に関する請願

請願者 奈良市高畑町国立奈良病院患者新生会内 森岡敏男外五十名

あるが、従来傷病給與等の受給者は折角の恩典から除外されており、今後も引続いて療養を要する者の多くは、現在の不安な生活のため療養費の負担も非常に困難であるから、療養の万全を期すために、恩給等受給者に対して未復員者給與法を適用されるよう同法の一部改正をせられたいとの請願。

第一六〇三号 昭和二十五年三月十八日受理

未復員者給與法等一部改正に関する請願

請願者 高知市朝倉我国立高知病院患者会内 中村小八郎外百二十六名

紹介議員 西山 龜七君 寺尾 豐君

この請願の趣旨は、第一六〇一号と同じである。

第一六〇四号 昭和二十五年三月十八日受理

西医学健康原理研究に関する請願

請願者 東京都足立区梅島町一、九六二 田中宋太郎外百五十七名

紹介議員 米倉 龍也君

西勝造氏創始の西医学健康原理は古今東西の医学の集大成として、国内はもと論アメリカその他にも実践者を有し数箇国語に翻訳され、いまや国内においても重大な社会問題となつていながら、これは専門上の論争において決せらるべく、また同時に人命に関する問題であるにもかかわらず、わが国の医科大学その他の研究機関においてもこれに対する研究に積極性がなく、類人類的なため、学界、研究機関等において西医学健康原理を研究し、その認否、採否を決するよう適切な方法を講ぜられたいとの請願。

第一六〇五号 昭和二十五年三月十八日受理

医薬分業制度確立に関する請願

請願者 名古屋市中区青峰通三ノ三七 鈴木政吉外七名

東西の医学の集大成として、国内はもと論アメリカその他にも実践者を有し数箇国語に翻訳され、いまや国内においても重大な社会問題となつていながら、これは専門上の論争において決せらるべく、また同時に人命に関する問題であるにもかかわらず、わが国の医科大学その他の研究機関においてもこれに対する研究に積極性がなく、類人類的なため、学界、研究機関等において西医学健康原理を研究し、その認否、採否を決するよう適切な方法を講ぜられたいとの請願。

第一六〇六号 昭和二十五年三月十八日受理

保健康助産婦看護婦法中一部改正に関する請願

請願者 東京都渋谷区原宿三ノ二六六日本助産婦、看護婦保健婦協会内 河村郁外三万九千五百十五名

紹介議員 井上なつ美君

保健婦助産婦看護婦法によると甲乙二種の看護婦があり、業務上乙種看護婦は甲種看護婦の指揮の下に就業することになっているので、乙種看護婦に卑

屈感をもたせる上に相互の融和を欠き、
やすくなり看護業務の円滑な向上発達
をさまたげることになるから、甲種、
乙種の別なく同法中の甲種看護婦と同
等の教育内容を有する者のみを看護婦
として認めるよう同法を改正せられた
ことの請願。

第一六一四号 昭和二十五年三月十
八日受理
あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營
業法中一部改正案に関する請願

請願者 愛媛県八幡浜市天神通
梶原賢一外二千三百四
十八名
紹介議員 小林 勝馬君
あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營
業法中一部改正案に対して全面的に
賛成するとともに一日も早く同法案の
成立を図りたいとの請願。

第一六一五号 昭和二十五年三月十
八日受理
はり、きゆう、マツサージ施術に国民
健康保険給付資格付與の請願(二通)

請願者 神戸市長田区荻瀬通り
三ノ一兵庫県はり、き
ゆう、あんま、マツ
サージ師会内 塩津勇
外一万一千八百五十名
紹介議員 小林 勝馬君

現在はり、きゆう、マツサージ業者の
施術に対しては、国民健康保険給付の
資格が付與されておらないため、患者、
業者ともに不便を感じているから、
国民の健康増進を図り、将来の社会保
障制度の実現に備えるため、はり、き
ゆう、マツサージ施術に対して、国民

健康保険給付の資格を付與せられた
ことの請願。

第一六二五号 昭和二十五年三月十
八日受理
医薬分業制度確立に関する請願

請願者 群馬県高崎市若松町
二〇 小島武弥外三十
一名
紹介議員 鈴木 順一君
この請願の趣旨は、第一五四三号に同
じである。

第一六二六号 昭和二十五年三月十
八日受理
未復員者給與法等一部改正に関する請
願

請願者 宮城県仙台市原ノ町国
立仙台病院患者自治会
内 新貝源郎
紹介議員 高橋 啓君
この請願の趣旨は、第一六〇一号と同
じである。

第一六三八号 昭和二十五年三月二
十日受理
美容師法制定に関する請願

請願者 東京都澁谷区千駄谷五
ノ八四九全日本美容連
盟内 千葉益子外一名
紹介議員 塚本 重蔵君

美容師は、理容師法の制定により一応表
面的には同一に取り扱われているが、
理髪と美容とは業態を異にして社会的に
異なる立場にあるから美容には別個に
美容師法を制定せられたいとの請願。
第一六四〇号 昭和二十五年三月二
十日受理
身体障害者の福祉に関する請願

請願者 北海道空知郡芦別町西
芦別職員社宅 作田金
次郎
紹介議員 塚本 重蔵君

盲人その他の身体障害者は、現下の生
活難において生活を維持するため、普
通人の想像できない努力をしている
が、これらの身体障害者の特性を考慮
し、その更生を援護するため、(一)盲
人に対するラジオ聴取料を免除するこ
と、(二)盲人にあん摩マツサージ術の
専用権を與えること、(三)課税を大幅
に軽減すること、(四)盲人も生命保険
に加入できるように生命保険加入規則を
改正すること、(五)更生施設を設置す
ること、(六)専売品および生活必需品
資販売を優先的に許可すること等の処
置を採られたいとの請願。

第一六四四号 昭和二十五年三月二
十日受理
国民健康保険制度改善に関する請願

請願者 長崎県議会厚生常任委
員会内 寺田善吉外七
名
紹介議員 塚本 重蔵君
国民生活安定に不可欠の国民健康保険
の現状に即応し、国民の医療費負担の
軽減、国民の健康増進ならびに地
方自治制度確立のため、(一)国民健康
保険の創設、(二)国、県費補助の増
額、(三)事業資金ならびに直営診療施
設設置費の低利融資、(四)国民健康保
險法中第二條および第四十七條の改正
等の処置を採られたいとの請願。

第一六四五号 昭和二十五年三月二
十日受理
引揚医師の国家試験受験回数制限緩和
に関する請願

請願者 北海道空知郡芦別町野
花南外地引揚医師同志
会内 多賀谷須三外三
名
紹介議員 塚本 重蔵君

外地引揚医師国家試験の受験回数は二
回と制限されているため、現在百五十
名の失格者を出している。しかし、
これらの者が試験に失敗した原因は引
揚者で生活力がなく医学書等が購入で
きなかつたことと各人が功をあせつた
ためである。これら老齢の失格者にふ
たたび医師として、北海道、東北地方
の無医村等において開業できる機会を
與えるため受験回数を四回に改められ
たいとの請願。

第一六四九号 昭和二十五年三月二
十日受理
未復員者給與法等一部改正に関する請
願

請願者 島根県八束郡乃木村国
立松江病院患者自治会
内 門脇徳十外百十九
名
紹介議員 板野 勝次君 中野
重治君
この請願の趣旨は、第一六〇一号と同
じである。

第一六五八号 昭和二十五年三月二
十日受理
日の基社会事業団所屬寮の寮生救済に
関する請願

請願者 東京都北区赤羽町五ノ
一、三二〇日の基社会
事業団SSG寮内 中
村実外一名
紹介議員 中野 重治君
東京都北区赤羽町所在の日の基事業団

所屬SSG寮には、現在三百名の引揚
者および被災者が收容されているが、
該寮の運営に不正が行われているた
め、寮生が悲惨な生活を強いられて
いるから、該寮の徹底的調査をせられ
たいとの請願。

昭和二十五年四月十八日印刷

昭和二十五年四月十九日發行

参議院事務局

印刷者 印刷所